

国立市生活保護行政等運営審議会 答申

令和4年2月1日付国福祉発第446号にて国立市長より受けた諮問に対し、以下答申する。

本答申は、令和3年5月31日付答申「生活保護業務適正化に関する調査検証委員会答申」の内容について、令和3年3月26日（金）に開催された国立市生活保護業務適正化に関する検証委員会以降の市の不適正な事務処理に対する再発防止策並びに業務改善の取り組み状況の評価・検証を行ったものをまとめたものである。

検証を行うなかで、再発防止策に継続的に取り組まれている一方でその継続性の担保と見直しについてさらに検討していく必要があることが確認できた。また再発防止策にとどまらず、生活保護行政をより良くしていくための新たな取り組みについて検討・導入していることが確認できた。

生活保護行政は憲法第25条第1項で規定されている、すべての国民が有する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものであり、常に職員が利用者の権利擁護の意識をもち、適切に運営していかななければならない。

現在の取り組みはおおむね良好なものであると認められるが、今後の国立市の生活保護行政がより良くするために組織的・継続的に生活保護行政の運営に取り組むことを前提とし、具体的な点について下記の通り検証を行ったことを報告する。

1. 現在の取り組みについて

①人員体制について

ケースワーカーの業務と必要な人数、査察指導員の業務と必要な人数を整理し、標準世帯数が担保されるよう市の定員管理部門と引き続き議論をしていく必要がある。不適正な事務処理が起きてしまったことを常に念頭におき、再発防止の取り組みの継続性を担保できる人員体制及び仕組みを作っていくことが重要である。

②会議・研修等について

研修が充実してきているが、回数が多すぎると職員が慣れてしまう面がある。研修を含む人材育成に関するグランドデザイン（事業計画）を基礎に、研修目的やプログラム、スケジュール等、バランスを取っていく必要がある。一方で事例検討会は出来るかぎり多くの職員が出席した方が良い。そのような機会をどう作るか検討する必要がある。また、定例でコンプライアンス等に触れる機会を設けていることは継続すべきである。会議体が多くなってくると、職員の負担感が増すため現場の意見を聞いて定期的に見直しを行うと良い。

③情報発信について

福祉事務所から利用者への情報発信の方法について、検討していくと良い。例えば、利

ユーザーアンケート等も、紙媒体のほうが理解できる方、SNSのようなツールのほうが良いという方がいる。利用者とケースワーカー双方にとって有益となる情報発信のチャンネルを増やすことを検討する必要がある。

2. 今後の取り組みにあたって留意すべき点について

①取り組むべきことと、削減すべきことを常に意識し定期的に見直しすること

新たな研修や会議等、良い取り組みが増えているが、一方で職員の負担が増す恐れがある。現場の職員の声聞きながら、継続すべきことは継続し、必要のない業務であれば削減も視野に入れて、見直しを行っていくことが必要である。

②できないということの合理性、原因に向き合うこと。

業務が進まない、決めたことがやりきれないという問題は、職員が意識を高くもって取り組めば良いということではなく、できないなりの合理的な理由がある。何が原因であるか、その業務が本当に必要な業務なのか、を常に意識して見直す機会を設ける必要がある。

3. 今後の生活保護行政等運営審議会のあり方について

委員全員が出席する運営審議会だけでなく、事前に各委員と議題・テーマを絞って検討・検証し、その議論を土台として年1回の会議を行うことで、より運営審議会での議論が深まると思われる。より効果的な審議会の運営のために部会の設置について検討する必要がある。

以上

2022（令和4）年6月30日
国立市生活保護行政等運営審議会

会 長 池谷 秀登
委 員 池田 希咲
委 員 木下 武徳
委 員 芝崎 勇介